
AMT/NEWSLETTER

Competition

2025 年 8 月 26 日

COMPETITION NEWSLETTER(2025/8)

Contents

- I. フリーランス法にかかる公正取引委員会の運用状況
 - 1. はじめに
 - 2. 「令和 6 年度におけるフリーランスに係る取引の適正化に向けた取組及びフリーランス・事業者間取引適正化等法第 2 章の運用状況」について
 - 3. 出版社 2 社及び総合楽器店に対する勧告について
 - 4. おわりに
- II. 2025 年 5 月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介
- III. 事務所 News(受賞歴)

I. フリーランス法にかかる公正取引委員会の運用状況

弁護士 臼杵 善治 / 弁護士 橋本 康 / 弁護士 横山 萌香

1. はじめに

令和 7 年 5 月 15 日、公正取引委員会(以下「公取委」という。)は、「令和 6 年度におけるフリーランスに係る取引の適正化に向けた取組及びフリーランス・事業者間取引適正化等法第 2 章の運用状況」(以下「本公表資料」という。)を公表した¹。

また、公取委は、同年 6 月 17 日、大手出版社の株式会社小学館(以下「小学館」という。)と株式会社光文社(以下「光文社」という。)に対して、フリーランスのライター等に業務を委託する際に、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(以下「フリーランス法」という。)において定められている明示事項(給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項)からなる。以下同じ。)の明示義務(3 条 1 項)及び支払期日内における報酬支払義務(4 条 5 項)違反が認められたとして、同法 8 条 1 項及び 2 項に基づき、勧告を行ったと発表した(以下「本勧告 1」という。)²³。本勧告 1 は、令和 6 年 11 月 1 日にフリーランス法が施行されて以来、初の勧告となる。さらに、公取委は、同年 6 月 25 日、総合楽器店の島村楽器株

¹ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/may/250515_kouhyo_1.pdf

² https://www.jftc.go.jp/houdou/250617_fl_syogakukan.html

³ https://www.jftc.go.jp/houdou/250617_fl_kobunsha.html

式会社(以下「島村楽器」という。)に対して、自らが運営する音楽教室の講師等に消費者向けのレッスン等の業務を委託する際に、フリーランス法における取引条件の明示義務(3 条 1 項)及び支払期日内における報酬支払義務(4 条 5 項)違反並びに不当な経済上の利益の提供要請(5 条 2 項 1 号)が認められたとして、同法 8 条 1 項、2 項及び 5 項に基づき、勧告を行ったと発表した(以下「本勧告 2」といい、本勧告 1 と併せて「本勧告」という。)⁴。

これらの公表事例によって、フリーランス法の取引適正化パートの執行方針のあらましが見えてきたといえる。そこで、以下では、公表されたフリーランス法の取引適正化パートの執行状況及びその後続く本勧告の内容を紹介するとともに、企業として今後留意すべきポイント等につき指摘することとする。

2. 「令和 6 年度におけるフリーランスに係る取引の適正化に向けた取組及びフリーランス・事業者間取引適正化等法第 2 章の運用状況」について

(1)フリーランスとの取引に関する調査の実施状況等

公取委は、フリーランス(特定受託事業者)が、発注事業者側からフリーランス法違反行為を受けた場合であっても、自らその事実を申し出にくい場合があるとの考えから、中小企業庁及び厚生労働省と共同で、能動的にフリーランス法に基づく調査(同法 11 条 1 項及び 2 項並びに 20 条 1 項及び 2 項)を実施し、違反被疑行為に関する情報収集を積極的に行うこととしている⁵。その一環として、公取委は、中小企業庁及び厚生労働省と共同で、令和 7 年 2 月 5 日に、問題事例が多いと評価した業種⁶に係る発注事業者 3 万名に対し、調査に関する書面を送付した。

また、フリーランスは、発注事業者側にフリーランス法違反と思われる行為があった場合には、公取委に対してその旨を申し出ることができる。令和 6 年度において違反事実があるとして申出がなされた件数は 92 件であった。このほかにも公取委は、地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、年間を通して、フリーランス法に係る相談を受け付け、令和 6 年度においては、5,018 件の相談に対応した。

(2)フリーランス法違反被疑事件の処理状況

令和 6 年度において、公取委は、137 件のフリーランス法違反被疑事件に着手し、実際に 96 件を処理し、54 件について違反行為又は違反のおそれのある行為(以下総称して「違反行為等」という。)と認め、指導を行った。また、これら 54 件のうち 13 件については、主な指導事例として、下表のとおり、本公表資料の末尾に別紙として概要が公表された⁷⁸。

⁴ https://www.jftc.go.jp/houdou/250625_fl_shimamuragakki.html

⁵ この調査方法は、下請代金支払遅延等防止法上の書面調査と同様である。

⁶ 問題事例の多い業種の選定は、令和 6 年 10 月に公表した、フリーランス法施行前の実態調査の結果を踏まえたものであり、日本標準産業分類上の「建設業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「学研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「他に分類されないサービス業」の 9 業種が選定された。

⁷ このうち、11 件は、後述の集中調査の対象となった 4 業種を対象としたものであり、既に令和 7 年 3 月 28 日付公表資料においてその概要が公表されている。

⁸ 54 件のうち 45 件は、公取委がこれまでの調査等を経て得た情報を踏まえ、フリーランスとの取引が多い業種と考えられるゲームソフトウェア業、アニメーション制作業、リラクゼーション業及びフィットネスクラブの事業者に対し、集中的に調査を行った結果判明した違反行為等を対象としたものであった。なお、公取委は、この集中調査の結果及び 45 件の指導を脚注 7 記載の令和 7 年 3 月 28 日付公表資料として公表した。

違反行為等の概要	関係法条
ゲームソフトウェア業	
ゲームソフトウェア業を営む A 社は、特許関連の業務を特定受託事業者に委託しているが、業務委託をした場合に直ちに明示が必要な事項のうち、給付を受領する期日を明示していなかった。	3 条(取引条件の明示義務)
ゲームソフトウェア業を営む B 社は、オンラインゲームのイラスト制作を特定受託事業者に委託しているが、既に給付を受領していたにもかかわらず、給付を受領する期日及び報酬の額を明示していなかった。	3 条(取引条件の明示義務)
ゲームソフトウェア業を営む C 社は、ゲームソフトに関する企画制作を特定受託事業者に委託しているが、業務委託をした場合に直ちに明示が必要な事項のうち、報酬の支払期日を明示していなかった。	3 条(取引条件の明示義務)
ゲームソフトウェア業を営む D 社は、ゲームイラストやテキスト等の制作を特定受託事業者に委託しているが、特定受託事業者が請求書を提出した日を基準に支払期日を設定しており、給付を受領した日から 60 日以内に報酬を支払わない場合、期日までの報酬支払義務違反となるおそれがあった。	4 条(期日における報酬支払義務)
ゲームソフトウェア業を営む E 社は、同社が取り扱うゲームに関する漫画制作を特定受託事業者に委託しているが、検収日を基準に支払期日を設定しており、給付を受領した日から 60 日以内に報酬を支払わない場合、期日までの報酬支払義務違反となるおそれがあった。	4 条(期日における報酬支払義務)
アニメーション制作業	
アニメーション制作業を営む F 社は、アニメーション作品の制作業務の全部又は原画の作成、音響演出等の業務を特定受託事業者に委託しているが、業務委託をした場合に直ちに明示が必要な事項のうち、検査完了日並びに報酬の額及び支払期日を明示していなかった。	3 条(取引条件の明示義務)
リラクゼーション業	
リラクゼーション業を営む G 社は、整体施術の業務を特定受託事業者に委託しているが、業務委託をした場合に直ちに明示が必要な事項のうち、役務の提供を受ける期日及び場所を明示していなかった。また、報酬の支払期日を「翌月 10 日まで」と記載しており具体的な期日を特定していなかった。	3 条(取引条件の明示義務) 4 条(期日における報酬支払義務)
フィットネスクラブ事業	
フィットネスクラブを営む H 社は、パーソナルトレーニング業務を特定受託事業者に委託しているが、業務委託をした場合に直ちに明示が必要な事項のうち、報酬の支払期日を明示していなかった。また、個々の業務委託の発注時において、共通事項(基本契約書)との関連性(参照元)を明示していなかった。	3 条(取引条件の明示義務)
フィットネスクラブを営む I 社は、グループレッスン業務を特定受託事業者に委託しているが、業務委託が開始された後に取引条件の明示を行っており、業務委託をした場合の明示を直ちに行っていなかった。	3 条(取引条件の明示義務)
フィットネスクラブを営む J 社は、インストラクター業務を特定受託事業者に委託しているが、業務委託をした場合に直ちに明示が必要な事項のうち、役務の提供を受ける期日及	3 条(取引条件の明示義務)

び場所を明示していなかった。また、報酬の支払期日を「翌月末日まで」と記載しており具体的な期日を特定しておらず、かつ、特定受託事業者からの請求書の提出が遅れた場合に報酬の支払が遅れる旨の定めをしており、給付を受領した日から 60 日以内に報酬を支払わない場合、期日までの報酬支払義務違反となるおそれがあった。	4 条(期日における報酬支払義務)
フィットネスクラブを営む K 社は、SNS の動画等の投稿業務を特定受託事業者に委託しているが、報酬の支払期日を「請求書受領月の翌月末日」と設定しており、給付を受領した日から 60 日以内に報酬を支払わない場合、期日までの報酬支払義務違反となるおそれがあった。	4 条(期日における報酬支払義務)
その他事業	
貨物軽自動車運送業を営む L 社は、軽貨物運送業務を特定受託事業者に委託しているが、業務委託が開始された後に取引条件の明示を行っており、業務委託をした場合の明示を直ちに行っていなかった。	3 条(取引条件の明示義務)
受託開発ソフトウェア業を営む M 社は、ウェブサイト制作業務を特定受託事業者に委託しているが、業務委託をした場合に直ちに明示が必要な事項のうち、給付を受領する期日及び場所を明示していなかった。また、個々の業務委託の発注時において、共通事項(基本契約書)との関連性(参照元)を明示していなかった。	3 条(取引条件の明示義務)

(出典: [本公表資料別紙](#))

なお、フリーランス法違反が認められた場合、公取委は、違反行為の内容に応じて、指導、助言、勧告、公表及び命令をすることができる(同法 8 条、9 条及び 22 条)。本公表資料によれば、令和 6 年度における違反行為等は、いずれも指導にとどまっていたものと考えられる。

3. 出版社 2 社及び総合楽器店に対する勧告について

(1)違反事実の概要と留意すべきポイント

公取委は、(ア)小学館については、フリーランスのライター等 191 名に対し、令和 6 年 12 月 1 日から同月 31 日までの間、①同社が当該フリーランスに対して業務委託をした際に、直ちに明示事項を書面又は電磁的方法により明示せず、また、②業務委託をした際に、直ちに報酬の支払期日を明示しておらず、当該フリーランスから給付を受領した日又は役務の提供を受けた日までに報酬を支払わなかった事実を違反事実として認定した。また、(イ)光文社については、フリーランスのライター等 31 名に対し、令和 6 年 11 月 1 日から令和 7 年 2 月 27 日までの間、①業務委託をした際に、直ちに明示事項を書面又は電磁的方法により明示せず、また、②業務委託をした際に、直ちに報酬の支払期日を明示しておらず、当該フリーランスから給付を受領した日又は役務の提供を受けた日までに報酬を支払わなかった事実を違反事実として認定した。加えて、(ウ)島村楽器については、①フリーランスの音楽講師等 97 名に対し、令和 6 年 11 月 1 日から令和 7 年 2 月 6 日までの間、業務委託をした際に、直ちに明示事項を書面又は電磁的方法により明示しなかった事実、② (i)令和 6 年 11 月 12 日に行った業務委託について、フリーランス 1 名の報酬支払期日を「毎月末日締切、翌々月 10 日支払」として、当該フリーランスから役務の提供を受けた日から起算して 60 日を超える期日に定め、これを明示し、当該期日に報酬を支払った事実、及び、(ii)フリーランスの音楽講師等 85 名に対し、令和 6 年 11 月 1 日から令和 7 年 2 月 6 日までの間、業務委託をした際に、直ちに報酬の支払期日を明示しておらず、当該フリーランスから給付を受領した日又は役務の提供を受けた日までに報酬を支払わなかった事実、並びに、③1 か月以上の期間の業務委託関係があったフリーラン

スの音楽講師等 11 名に対し、令和 6 年 11 月 1 日から令和 7 年 2 月 6 日までの間、合計 19 回の体験レッスンを無償で行わせていた事実を違反事実として認定した。

本勧告 1 及び 2 のいずれにおいても、業務委託をした際に、直ちに明示事項を明示していなかった点が違反の要素として挙げられている。フリーランス法においては、業務委託をした際には直ちに明示事項を明示すべきとされており、これを怠ることは勧告の対象となっている(8 条 1 項)ことからしても、フリーランスに業務委託をする際には、直ちに明示事項を明示することが重要である。また、支払期日については、これを定めなかった場合には、フリーランスから給付を受領した日が支払期日となること(4 条 2 項)にも留意が必要である。そのため、支払期日を明示し忘れ、支払期日を定めなかったと評価された場合、現実的には給付を受けた当日に報酬を支払うことは困難であるため、明示義務違反に加え、支払期日における報酬支払義務(4 条 5 項)違反となってしまう。なお、本勧告 2 のとおり、当該支払期日は給付の受領から 60 日の期間内において定めることとされており、報酬支払期日を明示していた場合でも、仮に当該支払期日が給付の受領から起算して 60 日を超えていたときには、「給付を受領した日から起算して 60 日を経過する日」が支払期日と定められたものとみなされ(4 条 2 項)、報酬支払義務違反として勧告の対象となり得る。そのため、明示事項にフリーランス法の観点から問題がないかについても改めて確認することも重要であるといえよう。

(2)本勧告の内容

本勧告においては、社内体制の整備や従業員・フリーランスに対する周知徹底といった下請法の勧告にも見られる一般的な内容が含まれる一方、特筆すべき点として、小学館及び光文社については、フリーランス法施行日である令和 6 年 11 月 1 日から本勧告 1 がなされた令和 7 年 6 月 17 日までの間、島村楽器については同じく令和 6 年 11 月 1 日から本勧告 2 がなされた令和 7 年 6 月 25 日までの間、フリーランスとの取引について違反行為が認められた義務違反行為について調査し、問題が認められた場合には必要な措置を講ずる旨の内容が含まれていることが挙げられる。いずれも期間の開始日はフリーランス法の施行日である令和 6 年 11 月 1 日であり、また、期間の終了日は、勧告のあった日である。そのため、違反行為を行っていた期間が短くても、勧告により要求される内部調査の対象となる期間が長くなる可能性があると考えられる⁹。

フリーランス法上の勧告は行政指導であるものの、下請法と異なり、正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかった場合に、行政処分たる命令が予定されているため(9 条 1 項)、上記内容の勧告は名宛人にとっては相当重い負担となることが予想される。

4. おわりに

令和 7 年 5 月 15 日に本公表資料が公表され、今後の運用がさらに注目されていたところ、令和 6 年 6 月に小学館、光文社、島村楽器に対する 3 件の勧告が立て続けに公表された。このような立て続けの勧告は、公取委がフリーランス法の執行に積極的であることを示しており、今後もそのような傾向は続くと考えられる。そのため、多数のフリーランスとの取引を抱える業界において、フリーランス法施行前からの慣習が続いている場合には、そのような慣習の中にフリーランス法に違反するような慣習が含まれていないか、改めて確認を行う必要があると考えられる。たとえば、従前の慣習

⁹ 本勧告において違反事実が認定された期間は、それぞれ小学館が令和 6 年 12 月 1 日から同月 31 日までの約 1 か月間、光文社が令和 6 年 11 月 1 日から令和 7 年 2 月 27 日までの約 4 か月間、島村楽器が令和 6 年 11 月 1 日から令和 7 年 2 月 6 日までの約 3 か月間である。つまり、調査対象期間は、本勧告 1 及び本勧告 2 のいずれにおいても、違反事実として認定された期間よりも長い期間に関する調査等が課せられていることになる。

においては、発注者が電話等により口頭で委託内容や代金等の明示事項を述べることもあったと想定されるが、フリーランス法では、明示事項については、書面又は電磁的方法により明示することが定められており、口頭のみでの発注は違法となる。本勧告は、そのような慣習を続けた場合には勧告の対象となり得ることを示したものであり、フリーランスと取引のある事業者は、本勧告の内容を踏まえ、今一度、フリーランス法の概要と自社の遵守体制を確認し、未然防止に注力しつつ、仮に違法行為が発見された場合には、勧告を受けることを避けるため、公取委への自発的申出¹⁰をすべきか専門家にも相談の上、適切な対応を行うことが肝要であると考えられる。

以上

¹⁰ フリーランス法違反の自発的申出については、以下の URL に方法が記載されている。

<https://www.jftc.go.jp/soudan/jihatsu/freelance.html>

II. 2025 年 5 月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

2025 年 5 月以降にこれまで当事務所の弁護士が執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍をご紹介します。リンク先から閲覧可能なものも多くございますので、ご高覧いただけますと幸いです。

◆ Doing Business In... 2025 - Law & Practice

2025 年 7 月(共著:[原 悦子](#)、[上田 潤一](#)、[後藤 未来](#)、[下尾 裕](#)、[白根 信人](#)、[早瀬 孝広](#)) Chambers and Partners
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。

◆ 独占禁止法における民事訴訟制度の現状と課題

2025 年 5 月(著:[浅沼 泰成](#))「公正取引」5 月号(895 号)

◆ 食べログ事件東京地裁判決から見るアルゴリズム変更と独禁法

2025 年 5 月(著:[浅沼 泰成](#)) 東京大学法科大学院ローレビュー第 19 巻
原文は[こちら](#)から閲覧可能です。

◆ Chambers Global Practice Guides Cartels 2025 - Law & Practice

2025 年 5 月(著:[江崎 滋恒](#)、[ムシス バシリ](#)、[臼杵 善治](#)、[石田 健](#)、[本郷 あずさ](#)) Chambers Global Practice Guides
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。

Ⅲ. 事務所 News(受賞歴)

当事務所は、国際的に定評ある評価媒体による最新のランキングにおいて、前年度に引き続き、競争法を含め多数の分野にて最高位(Band 1／Tier 1)にランクインしました。代表的なランキングである Chambers Asia-Pacific の競争法分野の個人部門においても、当事務所の弁護士が 6 名ランクインしており、ランクインした弁護士の人数は、日本の法律事務所では最多となっております。

◆ The A-List: Japan's Top 100 Lawyers 2025

[中野 雄介](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

◆ The Best Lawyers in Japan™・Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™ (2026 Edition)

[石田 英遠](#)、[江崎 滋恒](#)、[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)、[鈴木 剛志](#)、[臼杵 善治](#)、[矢上 浄子](#)、[小島 諒](#)
[万](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

◆ The Legal 500 Asia Pacific 2025

[中野 雄介](#)、[ムシス バシリ](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

◆ Chambers Asia-Pacific 2025

[石田 英遠](#)、[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)、[鈴木 剛志](#)

鈴木弁護士は、2025 年版から、新たにランクインいたしました。

詳細は[こちら](#)から閲覧可能です。

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 臼杵 善治（yoshiharu.usuki@amt-law.com）
弁護士 橋本 康（yasushi.hashimoto@amt-law.com）
弁護士 横山 萌香（moeka.yokoyama@amt-law.com）
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。